○農林水産省告示第三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県南会津郡南会津町長野字酒ノ沢山三六九一の一から三六九一の四五まで、三六九一の七三から三六九一の七五まで、三六九一の七八から三六九一の九四まで、三六九一の九六から三六九一の九九まで、三六九一の一〇二から三六九一の一一六まで、三六九一の一一八から三六九一の一二七まで、三六九一の一二九から三六九一の一三一まで、三六九一の一三三から三六九一の一六八まで、三六九一の一七〇から三六九一の一七四まで、三六九一の一七六から三六九一の一八〇まで、三六九一の一八二から三六九一の一八五まで、三六九一の一八九から三六九一の一九一まで、字於三段二七八、三二九から三三一まで、三八一、三八二、四一五、四一六、四二〇、三二六六の一八、三二六六の二二、三二六六の四五、三二六六の四七、三二六六の四八、三二六六の九九、三二六六の一〇〇、三二六七から三二九五まで、三二九六の一から三二九六の三三まで、三二九六の三五から三二九六の三八まで、三二九六の四一から三二九六の四四まで、三二九六の四六から三二九六の五〇まで、三二九六の五二、三二九六の五四から三二九六の六四まで、田部字下山根九九、一一九、一二〇の一、一二〇の二、一三〇の一、一三一、字田ノ沢一、六の一から六の四まで、七の二、七の三、八の一、八の二、九の一から九の五まで、九の七から九の一一まで、七六二、一〇四九、一〇五〇、一〇五一の一から一〇五一の一一まで、一〇五一の一三から一〇五一の三四まで、一〇五一の三七、一〇五三の一から一〇五三の四まで、字大木沢七七一の八から七七一の一三まで、七七二から七八三まで、七八四の一から七八四の四まで、七八四の六から七八四の八まで、七八四の一〇から七八四の一二四まで、七八五の一から七八五の一二まで、七八六から七九七まで、七九九から八〇一まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月八日

農林水産大臣　山本　有二

I　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第25696号

2　品種登録の年月日　平成29年2月28日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Solanum tuberosum L.

4　登録品種の名称　ぼろしり

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

カルビーポテト株式会社

北海道帯広市別府町寿号31番地4

7　出願公表の年月日　平成25年6月12日

II　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十六号

中央卸売市場における卸売業務の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月八日

農林水産大臣　山本　有二

変更後の卸売の業務を行う者に係る事項

地位を承継する卸売業者の名称　曲〆高橋水産株式会社（平成二十九年三月一日設立）

地位を承継される卸売業者の名称　曲〆高橋水産株式会社（平成二十九年三月一日カネシメホールディングス株式会社に商号変更）

卸売の業務を行う市場　札幌市中央卸売市場

取扱品目の部類　水産物部

分割の年月日　平成二十九年三月一日

変更前の卸売の業務を行う者に係る事項

卸売の業務を行う者の名称　曲〆高橋水産株式会社

卸売の業務を行う市場　札幌市中央卸売市場

取扱品目の部類　水産物部

許可の年月日　昭和三十五年三月三十一日

○国土交通省告示第百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

泉山沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県三戸郡三戸町大字泉山

字大久保　一一二番一号から三号まで

一一一番三　四号

八九番七　五号

八九番三　六号

五四番一　七号及び八号

七八番地先水路敷　九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沢田沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成二十年国土交通省告示第千五号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

蛇浦川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県下北郡風間浦村大字蛇浦

字寺ノ上　二九番一一〇　一号及び二号

二九番一五三　三号及び四号

二九番一五四　五号

二九番一七三　六号

二九番一五一　七号

二九番一一一　八号から十号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱十一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県下北郡風間浦村大字蛇浦

字寺ノ上　二九番一五〇　十一号から十三号まで

二九番一八一　十四号

二九番一二一四　十五号

二九番一七八　十六号

二九番一八〇　十七号

二九番一八二　十八号

二九番一四七　十九号から二十一号まで

二九番一四六　二十二号